

KSK 湘南ふくしネットワーク オンブズマン (新聞) 広報65号

編集責任者: NPO 法人 湘南ふくしネットワークオンブズマン 相川 裕
事務所: 〒253-0043 神奈川県茅ヶ崎市元町5-22 永井ビル3階
電話・FAX: 0467-85-6660 直通電話 090-4937-4904 定価 30 円
ホームページ: <http://www.npo-snet.com> eメール: info@npo-snet.com



《特集：選挙》

昨年(2021年)10月31日に衆議院議員の総選挙が行われました。今年も、任期満了に伴う参議院議員選挙が行われる予定です。そこで、今回は、権利である選挙権と権利行使のための支援の仕組みについて特集します。

選挙権

選挙権は、参政権(国民が主権者として直接または代表者を通じて国の政治に参加する権利)の中でも最も重要な権利です。日本国憲法は、公務員を選定罷免することは国民固有の権利である(15条1項)、と定め、衆議院・参議院の議員の選挙(43・44条)、地方公共団体の長及び議員の選挙(93条2項)について規定しています。



憲法上の権利である選挙権の重要性を理解するには、**憲法の三大基本原則**のひとつである**国民主権**(他の二つは、**基本的人権の尊重**と**平和主義**ですね)をおさらいしておく必要があるでしょう。

国民主権とは、国の政治のあり方を最終的に決める権限あるいは権威が国民にあることを意味します。君主主権(国の政治のあり方を最終的に決める権限あるいは権威が国王にあること)と比べてみるとわかりやすいかもしれません。君主主権の政治体制においては、治者(統治する者)と被治者(統治される者)とは明確に区別されますが、**国民主権の政治体制においては治者と被治者はどちらも「国民」**です。

このような国民主権の理念を政治のしくみに具体化したものが民主制です。民主制には大別して直接民主制と間接民主制(代表民主制)とがあり、理論的には、直接民主制が国民主権を実現する仕組みとして端的であると思われますが、地域的規模が大きく人口も多い近代国家においては現実的ではありません。そのため、ほとんどの民主制国家は、**選挙で選ばれる国民の代表者が国民に代わって国の政治を行う**しくみである代表民主制を採用しており、日本も同様です(日本国憲法前文、43条1項)。**自分たちのことを代表者を通じて自分たちで決め、自分たちで実行する**、ということですね。



ところが、この選挙権の保障に関し、平成25年(2013年)まで、成年被後見人は選挙権及び被選挙権を有しない、と定められていました(かつての公職選挙法11条1項1号)。



しかしそもそも禁治産制度を廃止して成年後見制度を設けたのは、自己決定権の尊重やノーマライゼーションの理念の実現を目指すためだったはずです。そこで、ある成年被後見人（知的障害の当事者の方です）が原告となって、公選法 11 条 1 項 1 号は憲法違反で無効だ、と主張する訴訟が提起されました。東京地方裁判所は平成 25 年 3 月 14 日、原告の主張を認め、「成年被後見人は選挙権を有しないと定めた公選法 11 条 1 項 1 号の規定は、憲法 15 条 1 項及び 3 項、43 条 1 項並びに 44 条ただし書に違反し、無効である」と判断しました（この東京地裁判決は、諸外国における被後見人への選挙権制限の見直しの動きや障害者権利条約批准に向けた日本国内の動きにも言及しています）。国は控訴しましたが、控訴審である東京高裁で、国は訴訟当事者が選挙権を有することを確認して和解が成立しました。この結果を受けて、**国会は公選法を改正し、同法 11 条 1 項 1 号を削除**しました。成年被後見人も、そうでない人と同様に選挙権を有するということが認められたのです。

もっとも、この訴訟の結果、そして法改正は、スタートラインだということです。多くの成年被後見人が、実際に選挙権を行使するにあたっては困難を抱えていることも事実でしょう。その困難は、その人の属性ではなく**現行の選挙制度が知的障害をもつ人にとっても投票しやすいようにデザインされていないということに起因していると考えられます**（こういう考え方を障害の「社会モデル」と言ったりするのでした）。今後の課題は、一人ひとりの成年被後見人にとって、**選挙権が実質的に保障されるような支援（「合理的配慮」ということもできるでしょう）を実現していくことだろうと考えられます。**



以上（相川）

息子が投票に行く！ ～障がいのある人の意思決定支援に必要なこと～

知的障がい・自閉症の息子が成人となって選挙権を得てからは、選挙があるたびに投票に同行しましたが、知的障がいのある人が投票するためには様々なハードルがあると感じてきました。

まずはどの候補者を選ぶかの情報が知的障がいのある人にはなかなか届いていません。選挙公報の文章の内容をよく理解できない息子は、はじめ写真だけを見て候補者を選ぼうとしていましたが、それではどうしても見目麗しい若い女性候補を選んでしまうので（笑）、候補者のマニフェストの「わかりやすい版」作りから始めることにしました。

まず、各候補に共通する公約（環境・軍備・司法・福祉など）を 3～4 項目抜き出し、それをわかりやすい文章に置き換えて、各候補の「YES・NO」を明示して並べました。例えば「死刑存続・廃止」や「原発」については「悪いことをした人は死刑にしても良い」「便利になるけど毒の空気が流れるかもしれない」と書き直し、それについて各候補がどう言っているかをシンプルにわかりやすく示したわけです。もちろん、何かを要約したり抜粋したりする時点で、その作成者の私見が入ってしまうことは、厳密に言えば「誘導」となるのかもしれませんが、全く情報がない中でめくらばんのように投票することよりはましだし、作成者がそうした（偏った要約・抜粋の）可能性があることを意識しておくことが大事なのではないかと思いました。



その他、選挙当日には、親が横につきそうと係の人から（誘導しないよう）注意されることがあったため、あらかじめ息子が選んだ候補者の名前をメモに書かせて持たせたり、人混みを避けるために期日前投票をしてみたりと、様々な工夫を行い、今ではすっかり「投票慣れ」した息子がいます。

障がいのある人が選挙権を行使する時に必要な「合理的配慮」とは、「わかるように」「できるように」周囲が想像力を十分に発揮することだと思っています。

（上杉）



障がいのある人についての 公職選挙法に基づく制度

公職選挙法では、「選挙は、投票により行ふ。投票所において、投票用紙に自書（自分で書く）して、これを投票箱に入れなければならない」となっています。

また、障害者基本法 28 条では、「国及び地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票において、障害者が円滑に投票できるようにするため、投票所の施設又は設備の整備その他必要な施策を講じなければならない」としています。

そこで、障がいのある人が投票できるようにどのような施策があるか調べてみました。

◇点字投票：目が不自由な人は本人の申し出により、点字で投票できます。（点字器は投票所に用意）

◇代理投票：自分で投票用紙に書けない人は、補助者に書いてもらう事ができます。

但し補助者は投票所事務従事者 2 名（一人は書く人、一人は立会人）に限定され、家族や付添人は認められません。

◇郵便等による不在者投票：身体障害者手帳を持っていて要件に該当する人や要介護 5 の人は、郵便等投票証明書の交付を受け、自宅などで不在者投票をすることができます。

郵便等投票証明書の交付には日数がかかるので前もって取得しておいた方が良く、証明書は 7 年間有効です。

各選挙の投票日の 4 日前までに投票用紙等を請求し、送られてきた投票用紙と投票用封筒に記入して、選挙人名簿登録地の市区町村選挙管理委員会に返送します。

◇郵便等不在者投票における代理記載制度：郵便等不在者投票が認められた人で、自分で書く事ができないと定められた人は、予め届け出た「代理記載人」に記載させ、郵便投票する事ができます。（代理記載人が、指示した候補者名を書かなかった場合の罰則もあります）

◇指定病院等における不在者投票：都道府県選挙管理委員会の指定する病院、老人ホーム、身体障がい者支援施設又は保護施設等に入院や入所している人は、その施設で不在者投票をする事ができます。この制度を利用して投票を希望する人は、事前に施設に申し出ておく必要があります。

◇選挙に伴う外出介助：介護保険では訪問介護で外出介助を受けることができます。

選挙公報：候補者が作成した文章をそのまま記載し、全戸配布されます。点字版・音声版・拡大文字版は、予め登録されている人に配布されます。知的障がいのある人への「分かりやすい版」は候補者が作成した文章のままという規定があるため、公的には作成されていません。

政見放送：候補者が自ら規定に基づいて作成した映像に手話通訳や文字テロップを入れる事ができます。

投票所：点字で作成した候補者名簿、車イス用記載台、老眼鏡、拡大鏡、休憩用いす、掲示物のフリガナ付与



障がい者の権利条約 第 29 条

締約国は、障害者に対して政治的権利を保障し、及び他の者との平等を基礎としてこの権利を享受する機会を保障するものとし、次のことを約束する。

(a) 特に次のことを行うことにより、障害者が、直接に、又は自由に選んだ代表者を通じて、他の者との平等を基礎として、政治的及び公的活動に効果的かつ完全に参加することができること（障害者が投票し、及び選挙される権利及び機会を含む。）を確保すること。

(i) 投票の手続、設備及び資料が適当な及び利用しやすいものであり、並びにその理解及び使用が容易であることを確保すること。

(ii) 障害者が、選挙及び国民投票において脅迫を受けることなく秘密投票によって投票し、選挙に立候補し、並びに政府のあらゆる段階において実質的に在職し、及びあらゆる公務を遂行する権利を保護すること。この場合において、適当なときは支援機器及び新たな機器の使用を容易にするものとする。

(iii) 選挙人としての障害者の意思の自由な表明を保障すること。このため、必要な場合には、障害者の要請に応じて、当該障害者により選択される者が投票の際に援助することを認めること。



法人後見活動から

これまで後見人との同行で選挙投票をしていた
重度障がい(知的身体)の被後見人さんが、
初めて一人での選挙投票を実現しました。

◇投票 10 日前

他者から話を聞かされたのか、「投票しても何も変わらないから衆議院選挙には行かない」と言い出しました。「投票する権利を使うかどうかはその人の考えだけど、投票しなければ何も変わらないよ」と伝えました。

その場では「もう少し考えるから、投票所入場整理券は預かっておいて」となりましたが、翌朝、「投票に行くことにした」との電話がありました。

◇投票当日

投票同行のため訪問したところ、出かける用意はできているのに、なかなか出かけようとせず、1時間ほど経ってしまったので、今日の後見担当者の訪問では、投票から帰ってきてから来月の小遣いを渡す予定と伝え、「投票所入場券」を本人に渡したところ行動を始めました。

二人の後見人を寄せ付けない様子なので、しばらく様子を見ていたところ、ひとりで投票所へ向かいました。そこで私たちは、さながら「はじめてのおつかい」の体で、見守っていました。

投票を済ませ、戻ってきたときに、「大丈夫だった？ 頑張ったね」と声をかけると、「係に知っている人がいた。二人の係の人が親切に案内・説明し 教えてくれた。・・・」と投票所での様子を生き生きと語ってくれました。本人も自信を持ったようで、会話も饒舌となりました。

後見人としても感動しました。

(法人後見担当：伊藤・高崎)



【投票支援イメージ】

選挙に行こう!!

賛助会員 入会のお願い

私たちは、ノーマライゼーション社会の実現を目指し、権利擁護活動を行っています。
賛助会員としてご入会いただき、私たちの活動をご支援くださいますようお願い申し上げます。

- ◇賛助会員 ・個人 年額 一口 1,000円(一口以上)
- ・法人 年額 一口 5,000円(一口以上)

◇ご入会の方法： 郵便為替書により下記口座へ会費をお振込みください

郵便振替口座番号： 00210-9-75496

口座名義人： NPO 法人 S ネットオンブズマン

